

## 青梅市立学校におけるハラスメント防止等に関する要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市立小学校および青梅市立中学校（以下「学校」という。）における教職員に関するハラスメントの防止のための措置およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 教職員が勤務する学校（当該教職員がその職務を遂行するその他の場所を含む。以下同じ。）において他の教職員、児童・生徒、保護者等（以下「教職員等」という。）を不快にさせる性的な言動および職務に関わらず教職員等を不快にさせる学校外における性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 教職員が職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、教職員に精神的・身体的苦痛を与える行為または教職員の勤務環境を悪化させる行為をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント 教職員が妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度を利用することを阻害する言動または妊娠、出産、育児もしくは介護に関する言動で教職員の勤務環境が害されるものをいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため児童・生徒の修学環境または教職員の勤務環境が害されることおよびハラスメントへの対応に起因して児童・生徒が修学上の不利益を受け、または教職員が勤務条件に対して不利益を受けることをいう。

### 3 適用範囲

この要綱は、前項第2号については教職員同士または教職員と児童・生徒、保護者等との問題、前項第3号および第4号については教職員同

士の問題について適用する。ただし、ハラスメントを受けた者が市費支弁職員である場合は、青梅市職員のハラスメント防止等に関する要綱（平成17年4月1日実施）を適用するものとする。

#### 4 教育長の責務

- (1) 青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教職員の健全な勤務環境および児童・生徒の健全な修学環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 教育長は、ハラスメントに関する相談および苦情（以下「相談・苦情」という。）の申出、当該申出にかかる調査への協力その他ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

#### 5 校長の責務

- (1) 校長は、ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、教職員等からの相談・苦情の申出を受けた場合には、必要に応じて相談窓口へ報告するほか、校内で迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 校長は、校内での措置について、速やかに指導担当課長（以下「課長」という。）に報告しなければならない。

#### 6 研修等

教育長は、ハラスメントの防止を図るため、教職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

#### 7 相談窓口の設置

- (1) 教育長は、教職員等からの相談・苦情の申出に対し、必要な措置を行うため、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）に相談窓口を設置する。
- (2) 課長は、相談窓口について、教職員等に周知しなければならない。

#### 8 相談員の選任

- (1) 教育長は、相談窓口にハラスメントに関する相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- (2) 相談員は、委員会の職員の中から教育長が選任するものとする。

(3) 相談員は、少なくとも男女1人ずつ選任する。

## 9 相談員の職務

(1) 相談員は、相談・苦情の申出があったときは、必要な調査を行うとともに、関係者に対し適切な指導、助言等の対応を行う。

(2) 相談員は、相談・苦情の具体的な事項を受付簿に記入後、課長に報告する。

## 10 相談・苦情の申出

(1) 相談・苦情の申出は、ハラスメントを受けた者に限らず、関係する全ての教職員等が校長または相談窓口に対してすることができる。

(2) 相談・苦情の申出の方法は、文書の提出または口頭によることとする。

## 11 プライバシーの保護等

相談員および委員会の職員その他関係する者は、相談・苦情に関係する者のプライバシーの保護を図るため、秘密の保持を徹底するとともに、相談・苦情に関係する者が不利益な取扱いを受けないように配慮しなければならない。

## 12 措置の決定

課長は、公正な調査の結果ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 被害者と加害者の関係の改善に向けての支援

(2) 被害者の勤務条件上の不利益の回復

(3) 加害者に対する人事管理上の措置

(4) その他必要な措置

## 13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 14 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年11月1日から実施する。

(2) 青梅市立学校における児童・生徒等に関するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成17年4月1日実施。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(3) この要綱の実施前に旧要綱の規定にもとづいてされた相談および苦情の申出に関して、旧要綱の廃止後に必要となる当該申出に対する指

導、助言等の対応等の手続は、なお、従前の例による。